

令和2年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和2年3月18日（水曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第12号 令和2年度八丈町一般会計予算
- 第 3 議案第13号 令和2年度八丈町介護保険特別会計予算
- 第 4 議案第14号 令和2年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第15号 令和2年度八丈町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第16号 令和2年度八丈町水道事業会計予算
- 第 7 議案第17号 令和2年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算
- 第 8 議案第18号 令和2年度八丈町病院事業会計予算
- 第 9 議案第19号 令和2年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算
- 第10 議案第20号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第21号 八丈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第22号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第23号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第24号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第25号 八丈町家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第26号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 第17 議案第27号 東京都市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第18 議案第28号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

出席議員（13名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君

病 院
事 務 局
業 務 係 長

沖 山 恵 君

事務局職員出席者

事務局長 和 田 一 宏 君

局長補佐 菊 池 拓 君

書 記 奥 山 公 貴 君

書 記
(録 音) 佐 治 渉 君

◎開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第一回八丈町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に、4番、5番議員を指名いたします。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、2日目からの継続といたしまして、日程第2、議案第12号 令和2年度八丈町一般会計予算の審議をいたします。

それでは、91ページの土木費から101ページ消防費までの質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、消防費までの質疑を終結いたします。

続いて、101ページの教育費から120ページ予備費までの質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 120ページの予備費についてお尋ねさせていただきます。

一般会計の予備費の使用などに伴う地方負担の対応ということで、総務省自治財政局財政課より各都道府県町村担当者の方宛てに事務連絡が、令和2年2月14日に通知されていると思います。

今回政府は、新型コロナウイルスの感染症に関する緊急対応策ということで、今回の予備費の使用によって追加されるものが3つございます。1つ目は保健衛生施設などの整備補助

事業ですね。もう一つは感染症医療費負担事業、そして最後は疾病予防などの対策事業費、この3つの分野が今回の予備費の中で追加されるということを知っていますが、まずはそこを説明をいただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 宮崎議員のご質問でございますけれども、確かにコロナが発生いたしまして、我々のほうにもいろいろと国から地方財政が、財政負担が増加しているということで、いろんな支援策ということで通知が参っております。宮崎議員おっしゃったこともそうなんですけれども、その後も続々と通知をいただいております、まだまだ我々読み込むことができておりません。

そういった中で、今我々としては、学校休校に伴いますとびっこクラブ、学童クラブというんですか、そちらの関係する職員の人件費が上がったり、また学校給食の関係で、学校給食センターの運営に係る費用とか、そういったものがこれから我々の負担になってくるのかなと思ってございます。そういったことについては、これからの通知を十分精査させていただきまして、今後補正予算、最終の専決になるかもですけれども、そういった形で対応させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

令和元年度の当初予算を活用して実施される保健衛生施設等の整備事業費補助事業などは、緊急対応策に今回基づき実施される内容ということになっておりまして、地方負担額の80%を特別交付税によりシャクチするという内容にもなっているそうです。それは令和2年度にシャクチを公示するという内容にご留意いただきたいという内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 答弁はよろしいですか。

○1番（宮崎陽子君） はい。以上です。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

13番。

○13番（浅沼憲春君） 106ページの教育振興費のことで、この中にあります、今コロナでオリンピック・パラリンピックの開催も、延期か中止かということで問題になっておりますが、分かる範囲で結構なので、聖火リレーの内容とか、もし走る方とかなんか、そういうことが分かる範囲でお答えをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 教育課主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 昨年の12月から同じような回答で大変申し訳なく思っておりますけれども、現在聞いているところでは、島嶼地域の詳細な公表は今月の末というふうには伺っておりますので、その通知が来ましたら、最終議会等では公表できるかなというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） 公表ということは、どういう形で町民とか私どもに伝わるか、そこだけ教えてください。

○議長（奥山幸子君） 主幹。

○産業観光課主幹兼教育課主幹（笹本博仁君） 公表されましたら、やはり順次準備を進めたいと思っております。特に今、応援する方の自粛要請もありますので、どのような形で東京都のほうから指示があるかというところを待ちながら、当然7月17日ということで、コロナウイルスの関係がある程度収まっている状況でしたら、学校の関係の生徒の導入も必要だと思っておりますし、住民の方にも十分周知をして盛り上げていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） ページで言いますと、小学校費、中学校費で104ページ以降ということで、コロナ対策についてお伺いしたいんですけれども、今、学校を休んでいまして、親御さんの話を聞きますと、妻の有給はもうないですと。夫の有休が取れたらそれで何とかという話も聞くんですけれども、現実、今学校がどのような状況になっているのか。お子さんたちはずっとご家庭にいるのか、またもう2週間以上たちましたけれども、教育委員会また教育課として何か対策を講じる予定はあるのかないのか、その辺をお聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 学校の休校等につきましては、先日議会でお答えしたところからほぼ変わりはありません。学校のほうで、各学校によってまちまちなんですけれども、教員が各家庭を家庭訪問して、それで様子を伺ったりだとか、連絡事項をお伝えしているような、そういった形を取っております。

学校はお休みしておりますので、あとがじゅまる広場も、この前お話ししたとおりお休みというところなので、そここのところの受入れというのは行ってはいないんですけども、とびっこクラブという親御さんが就労している方、そちらのお子さんにつきましては、午後から時間をふだんよりも延長してお預かりをしているというところでございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 家庭訪問ということなんですけれども、家庭訪問も親御さんによっては、先生来るとそれなりにお家片さなきゃいけないし、大変なんですよねということも聞いているんですけども、例えば親御さんが言うには、子供連れて学校行っちゃいけないのみたいた話もあったんですけども、そういうのは駄目なんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） それをいたしますと、結局学校を休みにした意味がなくなりますので、当然その親御さん2人で来られても学校を開放するということはございません。

あと、家庭訪問なんですけれども、教員のほうには、まず玄関先で対応する。マスクを着用してそういった対応をするようにということで周知しておりますので、ご家庭の中にお邪魔するようなことはございません。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 分かりました。

ただ、さっき学校休みにしているのに親子連れで来られたら意味がないというのは、また集団とは違うので、お二人と先生とで対応するということでしたらあまり変わらないかなと思うので、もし今後柔軟な対応が可能でしたらば、子供さんもずっと家にいると大変だと思うんですね。子供が外で遊んでいると、校長先生のところに住民から電話が行くと。おまえのところの学校の生徒は外にいるぞと。家にいるように注意しろという連絡が行くそうなんです。ずっと家にいるのも大変でしょうから、たまには外の空気を吸うために、家庭訪問のときに外に出るといっても親と一緒にですし、一つのあれじゃないかなと思います。

あとすみません、あともう一個別の質問です。

今、有給の話をしましたけれども、町役場の中でやっぱりお子さんが小学生という方もいらっしゃると思うんですけども、有休を取って休んでいる方がいらっしゃるのかどうか、そのことに対する業務の影響はどうか、有休を使い切った場合にはもっと休んでいいのか。例えば役場の職員さんですと、いっぱい休むと次のボーナスに査定が響くとか、いろいろ決まり上はあると思うんですけども、その辺の対応がどうなっているのか教えてく

ださい。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） 今のところ、こちらのほうで把握していますのは、そのような相談は来ています。でも実際に、それぞれの有給休暇に関しては、まだ取得はしていないと思っております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 実際そういうことが起こった場合にはどうなるのでしょうか。

今、取りあえず今月休みということですがけれども、例えばコロナが将来的に、もう一回島に入りましたとなったら、学校お休みになるかもしれないですね。その場合は、またお子さんが小さい方は仕事休まなくちゃいけないとか、いろいろあるかと思うんですがけれども、役場として、役場の職員、公務員さんですがけれども、島のサラリーマンの見本みたいな形としてどのような対応をなさる予定なのか、その辺のところを教えていただきたいです。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） 今のところ人事院のほうからもそういう通知が来ておりまして、そのときには恐らくは特別休暇のような扱いになっていくのかなと思います。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 分かりました。

今来ているんですがけれども、実際休んだ方はいないということで、ぜひ休ませてあげてほしいなど、個人的には思います。特別休暇の場合には、休暇なので、ボーナスとかそういう査定には全く関係ないということでよろしいわけですね。了解しました。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

4番。

○4番（山本忠志君） 今の5番議員の質問とも絡むんですがけれども、子供たちが今、臨時休校で家庭で過ごしているわけですがけれども、何かかわいそうだなというのが一つありましてね。せっかくのこういう機会ですので、ぜひ時間を有効に使って、魚釣りに行くとか、あるいは植物の観察に行くとか、なかなか日常は行かれないような島ならではの過ごし方であってもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。

今、多分、子供たちは何をしているかと。学校の指示はこうですよ。授業が行われている時間帯は家で過ごしなさいと。放課後の時間帯になったら有効に使いなさいと。こういうやり方が、これが実態だと思う。それは真面目な子はきちんと問題集とかやるかも、ネットで

も配信されていますからね、学習教材が。そういうやり方もあるでしょうけれども、大抵の子がゲームやりますよ、家の中にいるというんだから。読書するぐらいだったらまだいいほうで、その辺のところのちょっとファジーな扱い方というか、おおらかな使い方というか、あってもいいと思うんですけれども、町のほうとしてはどうですか。そういう相談には乗っておられますか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 直接、教育委員会にそういったような、今のところ問合せはございません。教育委員会としても、例えば習い事とかをしているお子さんがいると思うんです。塾に行ったりとか、ほかのピアノをやったりとか、踊りをやったりとか、いろいろあると思うんですけれども、そういったところまでは制限していませんので、そういったところで発散していただければよろしいかなと思っています。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

○4番（山本忠志君） いいです。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 116ページなんですけれども、古文書の関係です。広報なんかで、古文書の収集をお持ちの方はということで、呼びかけを行っていらっしゃると思うんですが、今の収集状況というか、どんな感じですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 古文書につきましては、駒澤大学と今、委託契約を結んで作業を進めているところでございますが、2月19日から21日の間、駒澤大学の教授の方が八丈にお越しになりました。そこで、広報で募集をかけているんですけれども、そちらではまだ1件も、私が公文書を持っていますよというような、そういった報告はございません。

こちらで恐らくお持ちであろうというところの、まず八丈支庁、あと民間と業者を交えまして4件ございますので、その5件についてご協力をお願いしまして、それで現状調査、実際どんなものを持ちかというところを一度確認をさせていただいております。この中の民間の1件につきましては、東京都の公文書館に預けている、寄託している分と、あと本人がまだ手元にお持ちの分、その分に関しまして、写真撮影等の許可をいただきましたので、今後そちらのほうは進めていきたいと思えます。あとは、八丈支庁のほうはそのまま写真撮影等も了解していただけていますので、その辺りも併せて進めていきたいというところでござい

ます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） なかなかいい資料が集まっているということを聞いていて安心しているんですけども、ほかの島にも八丈の資料があるようなんですが、ほかの島のほうには声をかけていらっしゃいますか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） ほかの島がお持ちになっているというのは私も全然気づきませんでしたので、この後、今後ほかの伊豆諸島、小笠原諸島を含めて連絡して、あるかどうかというのを確認したいと思います。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

○9番（岩崎由美君） はい。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 114ページと115ページにまたがっていますけれども、青少年対策費のところなんですけれども、昨日の会議のときに説明で、山梨の体験がなくなったというお話があったと思うんですけれども、これはコロナの関係なのか、また別な理由でなくなったのか、もう一度、すみませんをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） まずは山梨から受入れ、受入れのほうはそのまま行う予定です。これは東京オリンピック・パラリンピック、その開催があるというところで、子供たち、小・中学生が観戦機会をとというところで東京都から与えられましたので、その関係でございいます。

大体7月の下旬には木島平の児童・生徒さんが、小学生の方が八丈のほうにまずお越しになり、その後すぐに、今度は山梨の中学生がこちらのほうにお越しになります。それが1週間から1週間半ぐらいあります。その後お盆になりまして、逆にその後に私どものほうから山梨のほうに訪問させていただくという、そういったところでほとんど夏休みが終わってしまうような形になりますので、そこの最後の辺りにオリ・パラの観戦というのが入ってきましたので、現実的に難しいというところで、今年度におきましては中止をさせていただいたところでございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。ほかに。

9番。

○9番（岩崎由美君） 先ほどのページの次の下のところの117で、歴民の関係ですけれども、私も委員なので大体分かってはいるんですが、今の進行状況と、それから支庁を借りている期間というのがあると思いますけれども、その中で収まるのかと、今年度については大体分かるんですけれども、どんな形か教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） まず今年度は、保存活用計画を策定、つくっております。そのつくる過程の中で、歴史民俗資料館の耐震診断というものをその活用計画に盛り込むべきだという話が出て、それは委託している業者さんからの話だったんですけれども、もっと言えば、本来でしたら耐震診断をやった後に活用計画をつくるというのが本来の手順だということでございます。そういったこともありまして、来年度、耐震診断補強検討委託料というのをこちらに組んでございます。

それと併せまして、展示のまずコンセプト、基本設計に当たる部分、その部分が必要であり、その後の実施設計、そして展示というふうなところに向かわないとということもご指摘がありましたので、そこも新しく増えた作業でございます。これは全て活用計画をつくっている中で、業者さんからいろいろ指導を仰ぎまして分かったようなことになりますので、そういたしますと、当初の予定より建築、新しいリニューアル開館というのが遅れていくのかなというところでございます。

支庁の展示ホールなんですけれども、そちらのほうも一応延期になると思いますので、今年度のまた5月、例年行っている要望活動の中で、支庁さんのほうの展示ホールをもうちょっと延期してお借りしたいところを要望したいと思います。それは議長も一緒に行かれますので、議会と町とともに協力し合ってお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） やはり将来に残るといふか、大事な施設なので、慌てることなくいいものを造っていただければなど。教育課のほうはなかなか予算が、大きい予算を扱うので大変だと思いますけれども、これはよろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 116ページの大里の玉石垣の保存事業の補助金なんですけれども、大

里地区無電柱化で工事が始まるようなことも聞いていますけれども、そういう工事とこの玉石垣の造り直しとの関係はどのようになっているのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） この大里の玉石垣は、都道の、今度無電柱化で拡張があるんですが、ちょうど私どもがこの玉石の保存のそういったところに補助金を出しているんですけども、それを出しているのは、こちらから坂上のほうの横間のほうに向かって道路左側のほうになります。今回は、東京都のほうでは右側に道路を拡張するということになりますね。左側には全く影響がないということでございます。

ただ、1か所だけ車の待避所、擦れ違えるようなところで造りたいというお話が来ております。それは工期的に、玉石の道路の整備する一番最後の年度になりますので、かなり先になると思いますが、その部分に関しては、そのときに左側に車1台分ぐらいをセットバックというんですか、中に入り込むような形で整備を進めるということで、それは東京都のほうで行います。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 横間に向かってどっちですか、左側ですか。結構上のほうまで行っているというような気がするんですけども、今あるのを積み替えるのでしょうか。また新しく先に延ばすということになるのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 玉石につきましては、全て今ある場所のところを積み替えるという作業になります。それで、東京都が拡張している部分は、先ほど申しましたように道路右側なので、左側のほうは全く手をつけない。1か所だけ待避所を造るためにということで、そこは今積んである場所を壊してさらに積み替えるということです。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 104とか106のところ臨床心理士の謝礼というところがあると思うんですが、学校の子供たちを取り巻く環境は、今回のようなこともあっていろいろ複雑化していると思うんですが、具体的には子供たちの診療、心理をしているんですよね。この件数というのは年々増えているのか、いつも毎年、教育の報告書の中でもそれは出てきていると思うんですが、数じゃなくて傾向でいいので教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君）　そうですね、こちらのほうは年々増えてきております。来る回数も限られていますので、そこの中で行うというところで、結構いっぱいいっぱいやっているような、そういった状況でございます。

○議長（奥山幸子君）　9番。

○9番（岩崎由美君）　やはり子供の心理というか、それは家庭の問題も多分関わってくると思うんですけども、その保護者へのケアとか、そういうのというのは教育課ではやっていらっしゃるでしょうか。

○議長（奥山幸子君）　教育課長。

○教育課長（高橋太志君）　そうですね、保護者のほうのケアも学校を通してやっております。

○議長（奥山幸子君）　6番。

○6番（菊池　良君）　今、学校開放等じゃなくて、夜間開放で公民館、あるいは各学校の体育館等を今までやってきたと思うんですが、今回のコロナの関係で、そういったものについて、今現状どういう形にしているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君）　教育課長。

○教育課長（高橋太志君）　まず、教育課所管の施設なんですけれども、小学校の体育館は当初、夜間開放しておりました。しかし、とびっこクラブ、日中使うというところで、その消毒等がなかなか難しいというところで、小学校の体育館については一般開放をやめました。

それと、あとおじゃれホール、おじゃれホールなんですけれども、おじゃれホールは機械的に換気を行っているんですけれども、一遍に中の空気を入れ換えるというのは、瞬時に入れ換えるというのはなかなかできないというところで、それは窓を開けてということになるんですけれども、窓があそこにはありませんので、この3月、本番予約は全てキャンセルになったんですけれども、練習で使いたいということが3件入ってございました。そちらについてはおじゃれを閉鎖してお断りをしたところでございます。ほかの施設につきましてはそのまま実施しております。

○議長（奥山幸子君）　6番。

○6番（菊池　良君）　学校の休校をしている状態で、今例えば公民館等がいろんなサークルとか、そういった形もやっているところがまだ多いと思うんですよね。その辺についてはそのままやらせているということですね。

○議長（奥山幸子君）　教育課長。

○教育課長（高橋太志君）　そうです。そのまま実施しております。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） 今、そういう状況で集中して、国の指示もあったんでしょけれども、集中してやっている、閉鎖とかその辺もやっているところなので、あまり神経質になるというのちょっとどうかなという気もするんですけども、ただ、クラスターの発生状況を見たりすると、全国の、例えば何々卓球サークルとかバレーボールとか、そういうところも結構出ていますよね。

ですから、状況を見てその辺の判断をきちんとされたほうが、出てからではもう遅いと思いますし、例えばそういった夜のサークルみたいなものに行っている方が感染して、逆に家でお子さんのほうにうつったりとか、そういうことも考えられますので、その辺はちょっと慎重に検討していただければと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 教育課に限らず、町ではこのコロナの対策について総務課中心に、定期的ではないですけども、もう既に3回か4回ぐらい会議を開いて、その中で町としての方針というのを打ち出しています。ですので、教育課のそういった施設におきましても、頻繁に行っている会議の中で検討していきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

○6番（菊池 良君） はい、分かりました。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 106ページの教育振興費の中で、オリンピック・パラリンピック推進事業の講師謝礼と、この中のつながりの話なんですけれども、毎回、私個人的にも大中などで、こういった元オリンピック選手の講義など行われているときに見学に伺わせていただいているんですけども、その中で、前は元Jリーガーの大竹選手などもお越しいただきまして、子供たちが本当、大変喜んでいて、貴重な元Jリーガーの選手から直接ご指導いただけるという、本当にとってもいい事業だなと思って見ていたんですけども、ただちょっと1つ残念だと思ったのは、一般の方が、見に来ている方が全くいらっしゃらなかったというか、保護者の方にはもちろん通知されていることだとは思いますが、とても貴重な機会だと思いますので、このような情報の発信の仕方ということについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 議員おっしゃるとおり、保護者には通知を出しております。なかなか今回に限らず、学校の授業参観とかそういったものにおきましても、なかなか保護者の方が学校に足を運んでくれないというのが課題かなというところがございます。周知はしておるんですけども、その辺りが今後の課題というところになっております。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第12号 令和2年度八丈町一般会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第3、議案第13号 令和2年度八丈町介護保険特別会計予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 皆さん、おはようございます。

書類番号の12をお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

議案第13号 令和2年度八丈町介護保険特別会計予算。

令和2年度八丈町の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,175万1,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（奥山 勉君） ありがとうございます。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料につきましては、介護保険事業計画により3年に1度の保険料の改定を行っております。現在は第7期計画として、平成30年、31年、令和2年度、この3年間です。前回より算定の基準額を月額で189円上げて5,885円に設定し、この基準額を基に保険料を算定しております。

令和2年度につきましては、低所得者に対する介護保険料の段階的な軽減措置の完全実施の年として、保険料率を前年度より第1段階で0.075、第2段階0.125、第3段階0.025減することとされ、平成31年度の当初比較で1,243万4,000円減の1億9,115万6,000円で計上をしてございます。

なお、当初予算説明のとき、介護保険法の施行令の改正に伴う条例の改正をこの3月の定例会に上程予定とお話をしましたけれども、いまだ審議中で、政令の公布日が2020年の3月最終日までずれ込む見込みとのことでございますので、専決処分に対応をさせていただきたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

また、令和2年度の65歳以上の被保険者数は年度末で2,950名を見込んでおります。

次に、2款分担金及び負担金3万3,000円ですが、こちらは青ヶ島村さんの方の介護認定を受けておまして、その委託金でございます。

3款の使用料、手数料については科目設定でございます。

9ページに移りまして、4款国庫支出金です。本年度予算は前年度より804万6,000円増の2億5,639万9,000円でございます。国庫負担金につきましては、歳出の中の保険給付費に対する国の負担割合から計上しております。国庫補助金の調整交付金につきましては、65歳以上の高齢者の割合や第1号被保険者の方の所得段階の格差による保険料の不均衡を是正するために交付されるものです。その下の地域支援事業交付金は、介護予防事業や地域包括支援センターの委託費に係る補助金となります。

10ページをお願いいたします。

5款支払基金交付金です。本年度予算は前年度より791万6,000円増の2億6,936万1,000円でございます。介護給付費交付金は、国同様に保険給付費に対する負担割合から算出をしております。

続きまして、6款都支出金です。本年度予算は前年度より487万1,000円増の1億5,098万

円でございます。都負担金につきましては、歳出の中の保険給付費に対する都の負担割合から計上しております。

11ページをお願いします。

補助金の地域支援事業交付金は、国庫補助金同様に介護予防事業や地域包括支援センターの委託費に係る補助金となります。

次に、7款財産収入ですが、科目設定でございます。

続きまして、8款繰入金です。本年度予算は前年度より2,488万円増の2億379万8,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

1項一般会計繰入金の1目介護給付費繰入金につきましては、国や都と同様に負担割合が決まっております。負担割合は保険給付費の12.5%で、前年度より339万7,000円増の1億1,964万3,000円でございます。

3目その他一般会計繰入金につきましては、職員の給与や介護保険システムに要する経費、介護認定調査に関する費用として繰り入れるものです。

その下の4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、先ほど介護保険料の軽減のお話をしましたが、その軽減分を繰り入れるものです。この繰入金には、国と都からの補助金分も含まれておりまして、軽減分の負担割合は国が2分の1、都と町が4分の1となります。

続きまして、9款繰越金ですが、こちらは科目設定でございます。

13ページに移りまして、10款諸収入です。

3項雑入につきましては、主に介護予防・日常生活総合事業の利用者負担金になります。

14ページをお願いします。

以上、歳入合計、本年度10億7,175万1,000円、前年度10億3,847万2,000円、前年度比較で3,327万9,000円の増。

次、15ページをお願いいたします。

こちらから歳出でございます。

1款総務費につきましては、前年度より381万6,000円増の4,743万円でございます。

1項総務管理費は、職員人件費や介護保険システムに要する費用が主なものです。

16ページに移りまして、2項介護認定審査会費は、介護認定調査等に要する経費になります。

次の3項趣旨普及費、17ページに移りまして4項の運営協議会費は前年度並みでございます。

す。

続きまして、その下、2款保険給付費になります。前年度より2,718万2,000円増の9億5,714万5,000円と大きく伸びてございます。こちらにつきましては、要介護者の認定者数が増加傾向にあるため、サービス利用の増加の見込み、また主なものとしては2019年の10月からの消費税の増税に伴う介護報酬改定の伸びにより、1項介護サービス等諸費、また18ページに移りまして、要支援1から2の認定を受けた方のサービス給付費になる2項の介護予防サービス等諸費が伸びてございます。

19ページに移りまして、3項その他諸費の審査支払手数料につきましては、国保連合会に介護給付費の請求書の支払い審査業務を委託しているものです。

20ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費とは、利用者世帯の所得によりまして負担限度額が設定されており、介護サービスに対する自己負担分並びに各医療保険と介護保険の自己負担額合計がその超えた分を利用者に戻すものでございます。

6項特定入所者介護サービス等費は、5,472万8,000円とほぼ前年度並みでございます。こちらは施設介護サービス利用の非課税者の方に対しまして食費や居室代の補助を行うものですが、八丈町では利用者の約9割以上がサービスの対象者となっております。

21ページに移りまして、3款財政安定化基金拠出金、4款基金積立金につきましては科目設定でございます。

なお、現在の基金積立金の保有額、こちらが1,553万277円となっております。

その下、5款地域支援事業費です。前年度より228万8,000円増の6,653万7,000円でございます。

1項介護予防・日常生活総合事業費は、要支援1から2の方の訪問、通所を利用した際の費用等になります。

22ページをお願いいたします。

2項一般介護予防事業費につきましては前年度並みでございます。令和2年度につきましても自立支援、重度化防止の一環として、各地域において介護予防の普及啓発に努めてまいります。

その下、3項包括的支援事業・任意事業につきましては、前年度より106万9,000円増の2,605万6,000円でございます。令和2年度につきましては、こちらのほうでは認知症サポーター講座を実施し、島内における理解等の啓発に努めてまいります。

23ページをお願いします。

4項その他諸費の審査支払手数料につきまして、こちらは総合事業の支払い業務を国保連に委託しているものでございます。

24ページをお願いいたします。

6款諸支出金につきましてはほぼ前年度並みでございます。

以上、歳出合計、本年度10億7,175万1,000円、前年度10億3,847万2,000円、前年度比較で3,327万9,000円の増。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 2年度は介護保険のいろんな制度の改正の年だと思うんですけども、先ほどは何かいろんなことが決まらないので専決でやらせてほしいとおっしゃっていましたが、それはその改正のことなのか、違うことなのか。また、改正点について、大まかに分かることがあればご報告ください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 私のほうで先ほど申し上げたのが、低所得者に対する介護保険料、こちらの段階的な軽減措置というのが実は以前から行われておりまして、まず最初に、第1段階といいますと生活保護の世帯が主なんですけど、こちらが平成27年に第1段階の方のみ保険料率をマイナスの0.05減しなさいということで、そこは行っております。

今年度が、こちらがまた平成30年度に行うということで、平成30年度では、こちらをまず第1段階は0.075を減しなさいと。平成30年度からは第2段階、第3段階につきましても減をしなさいということで、第2段階の場合で0.125減しました。第3段階の世帯で0.025減をしてございます。

令和2年度につきましても、平成31年度、今年度減した率、同じ率を令和2年度でも減しなさいということで、今それが国会のほうで、最終まで公布がずれるという見込みということでの国からの指示が来ましたので、3月の定例会のほうでは上程ができなかったもので、専決処分をお願いしたいというところでございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 介護保険料の減額の件については分かりました。大本の介護保険のい

ろんな決まり、例えば2割負担が3割負担になるとか、いろんなことが話されましたが、結果的に行われること、行われないこと、いろいろあるかと思うんですけども、令和2年度の介護保険のそういう制度的な改正点がありましたら教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今、国のほうでいろいろ審議されている話だと思うんですが、まだ直接私どものほうに、令和2年度でこのこういった制度の改正をしなさいというところは来ておりません。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 今の件は分かりました。

あと別件で、包括支援センター委託料、23ページです。昨年度から町と養和会さんとのほうで包括支援センターを共同でやっているかと思うんですけども、来年度の見込みですとか、最初のうちは町のほうで全部やりたいけれども、人員が集まらないので委託を変わずお願いしますということで聞いていたんですけども、来年度の方向性及び人員の確保についてどうなっているか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今年度、養和会さんのほうに委託をしている地域包括支援センター、従来ずっとやっていただいた部分と、うちのほうでの八丈町役場地域包括支援センターということで、2つのところで関わりを持っているんですが、やはり今まで長くやってきていただいた部分もかなりございますので、実際高齢者の方々がかなり養和会さんのほうの地域包括支援センターとのつながりが強い部分はございます。

ただ、新たにいろいろな問題というか課題が出て、福祉の部分の相談をしたいといったところは、正直、今まではうちのほうに連絡が来ても、うちのほうから養和会、委託先の地域包括支援センターのほうに連絡をしていたんですけど、今は、現在は直接町の職員で包括支援センター担当の者が直接お話を伺います。そうしたその中で、うちのほうから、これは養和会さんと共同でやっという場合と、うちだけで対応できるものと、あとは直接、本当に専門的な知識がここは必要じゃないかといった場合は、そうしたときには養和会さんのほうにもお声がけをして、共にやっているということです。

一応、週1回、定期的に会議、打合せ等は行っておりますが、新たな案件が出た場合には、その都度すぐにコア会議という、そういった大事な重要な会議や、専門職を交えて保健所の保健師さんにも入ってもらったりしながら、そこで行っているというところがございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、さっきも聞きましたが、人員の状況と今後の予定は。ずっと共同でやるのか、町が全部やるのか、その辺の見通しはいかがですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今のところは、以前の地域包括支援センターというのは、第1号の介護予防支援事業として、ケアプランとか総合的な相談業務、あとは継続的なケアマネジメント、こういった部分が主だったんですが、現在は国のほうから、そのほかに包括的な支援事業、社会保障充実分として、例えば認知症の総合支援とか、あと地域ケア会議の推進とか、あと在宅医療、また家族介護の支援事業とか、そういったものも行ってくださいという部分が来ていますので、そこを委託先の包括支援センターさんとこの間もお話をしまして、仕事の振り分け、内訳を分けています。従来行っていたものは従来どおりやっていただく。新たな認知症とかそういった部分、人権擁護の部分とか、そういった部分はうちのほうで担当していくということで、これがあと何年と詳しくは言えないんですが、できれば2つの事業所で当分、しばらくの間はやっていきたいというところがございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 分かりました。しばらくは現状の対策で、役場の方は相談業務を中心にいろいろやっていただいているということですね。

今、認知症という言葉が出たのでお伺いしたいのですが、例えば今、コロナもありますけれども、そうするとお年寄り、家に籠もりがちですよね。施設の中でもあまり近づいて会話しなとか何か、いろいろ多分あたりもすると思うんですけども、やはり人との関わりが減ってくると認知症が進んだりするとも思うんですけども、町として認知症のサポーターではなくて、お年寄りが認知症にならないためにどんな施策をしているのか、どんなことが予定されているのか、その辺をお聞かせ願いたいんですが。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 実際、今現在は、こちらは東京都さんのほうにあります認知症の専門のセンターがございます。そちらのほうといろいろ検討しながら、今後どういったことをやっていくかというところもあるんですが、実は実際認知症の部分なんですが、専門の先生がちょっと八丈にはいらっしやらないんですね。今現在、正直、認知症の関係とか出てくると、大体精神科の先生のほうに見ていただいたりしている部分もございますので、その辺も含めて、今後、人の話になってしまうんですが、今後町として、じゃ東京都さんのほ

うからサポートしていただけるのか、認知症の専門をですね。そういった部分も含めて要望等をしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 専門的な部分では、東京都からのサポートですとか、専門医の先生を例えば臨時で来ていただくとか考えられると思うんですけども、具体的に、例えばこんな体操をしましょうとかとやっている町もあるわけですよね。そのような、お年寄り向けに認知症にならないための講座みたいなのは、実際にやっているのかどうかというようなところはいかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） そちらのほうは、主なところは老人クラブさんになるんですが、各地区で毎月定例会というのを行っております。そうした中にうちの保健師さんとかそういう職員が出向いて、高齢者の方も含めてそういった体操等、そういったものは行ってございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） その肝腎の定例会が、コロナでこのところ中止になっているんですね。ずっと学校の教育のことでいろいろ質問してきましたけれども、コロナ対策はお年寄りもかなり迷惑を被っているといいますか、集まるな、定例会は中止になるわというところで大変なんですね。そうするとやっぱり動かないし、体力も落ちることもあると思うんですけども、例えば、先が見えないと言いますよね。これいつまで続くのか分からないと。そうすると、やっぱり定例会も1回、2回じゃなくて、3回、4回と中止になっていきますと、3か月も4か月も集まりがないみたいなこともあるわけですよね。

それに対して福祉健康課といいますか、町として何か対策ができるのかできないのか。集まると言われるから大変ではあると思うんですけども、学校の場合は、先生が家庭訪問していますよということをおっしゃっていますけれども、例えば保健師さんが少人数で集まってもらってそこに行くとか、ご家庭訪問して聞くとか、何かそのようなことはできたりしないのか。

例えば、お年寄りですから、文書を回すというよりも、ちょっとでも行って、毎日ラジオ体操しましょうねとか、テレビ体操に合わせてしましょうねとか、例えばそういうことでもいいと思うんですけども、何かやらないと、お年寄りのほうも結構大変かなと。巡り巡って、動かないお年寄りが増えると介護保険も大変になってきますので、先手先手に何か対策

を講じたほうがいいと思うんですけども、何か考えられるようなことはないのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 5番議員がおっしゃるように、そういった部分は今後、今後といたしますか、これからうちの職員が出向いて、短時間でもお話をするとか体操をする、そういうところは検討してまいりたいと考えております。

ただ、やはり定例会のお話になりましたけれども、高齢者の方とかも重症化するという、今回のこともありますので、実際私どものほうでもかなりその辺が、やっぱり神経を一番使うところとして、実際うちで今月に各事業所の代表者の方や主立った方々でケア会議というのも予定をしていたんですが、やはりその集まった中で、もう島全体の事業者さん、皆さん集まってくるので、その中で万が一があったら、それを事業所に持って帰ってしまうというおそれもあるので、今はそれを中止しまして、取りあえずメーリングリストというのを作って、お一人の方のところに参加される方皆さんが登録を、自分のメールアドレスを登録していただくと、1か所に流すだけでその登録者全員に流れると。情報の共有という部分は図っておりますので、今後は、今5番議員がおっしゃったように、直接人との接すること、高齢者の方と接すること、そこについて検討してまいります。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

○5番（沖山恵子君） はい。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） 今、認知症のことが出たのでお聞きしたいんですけども、認知症の介護所とか事業所で、認知症の方が増えない、亡くなる方はいても増えてこないということをお聞きしたんですが、認知症になる方というのはそんなに増えていないということなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今の質問ですが、認知症の方が増えて。

（山下議員「事務所」の声あり）

○福祉健康課長（奥山 勉君） 事業所のほうは、認知症型が今八丈のほうで3か所、3事業所ございます。ただ、3事業所あるんですが、認知症の度合い、要介護度みたいな感じでいうと、その高い方をこの3事業所全てが受け入れられるかという、決してそうではない。軽度の方のみを対応している事業所さんもございます。

そうした部分があるので、そういったところでなかなか皆さん、やはり認知症が進んでい

くんですね、発症しちゃうと。かなりの速度で進む場合もございますので、そうしたときには、やはり軽度の認知症の方を採用している事業所については増えないというところだとは思いますが、思いますけれども。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） 例えば高齢者の方とお話ししていて、ちょっと話が変わると私が思った場合に、それを相談するというのは町役場のそのセンターでいいわけですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） そうですね。高齢の方とかでお話とかして、確かにそういう場合はすごいあるんですよ、パターンが。そうしたときには、すぐ私どものほうに連絡いただければ、まずは私どもの職員が出向いて対応するというところでございます。その度合いといいますか、それによってはもう頻繁に、うちの職員が見守りをしていく。それがなおかつというか、重症していった場合には、やはり専門の先生方に相談をしていく、間に入っていくというところでございますので、ぜひご連絡をお願いします。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） すみません、何回も。例えばその方が病院に行きましょうと言った場合、病院に行かない、私は違うとかと言った場合、町の対応としてはどういう対応をしてくださるんでしょう。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） やはりそういった方もかなりいらっしゃいます。ですが、強制的に連れていくということはまずできません。やはりご本人の意思、これが一番大事だと考えておりますので、私どもとしては、もう時間をかけてでも病院に行けるようにするか、もしくは先生に、うちの職員からこういった症状でということでご相談を入れて、じゃどういった関わり合いを持っていこうかというのを、認知症にかかわらずいろんなパターンがあるんですが、やはり信頼関係、うちの職員が行って1回信頼を損ねちゃうと、ほかの職種でもあると思うんですけれども、1回ノーになっちゃうと受け入れてくれなくなっちゃうんですよ。それが一番怖いことなので、そういった部分を慎重にしながらやっていくというところでございます。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

4番が先なので、4番どうぞ。

○4番（山本忠志君） すみません、ページ数という指定はないんですけれども、町の今の

きな課題の一つに人手不足ということがあると思うんですけれども、昨日は病院長のほうから、医療スタッフの少し明るい話もあったんですけれども、これは保育スタッフもそうですし、なかなかいろんなところで人材不足というのがあると思うんですけれども、この介護スタッフにつきましても似たような傾向があるんじゃないかと思うんですね。

介護事業者の方に話を聞きますと、本当に大変なのは休めないと言っていました、代わりがないから。それはどういうところに影響するかというと、自分の例えばスキルアップですとか資格取得のために上京して何週間か空けるとかいうときに、代わり的人材がないからなかなかそれもできないということで。もう本当に慢性的になって、それがために、今5番議員が言っておりますけれども、地域包括のほうとしてもなかなかスタッフが埋まらないというような悪循環になっているんじゃないかと思うんですけれどもね。

これは東京都の福祉保健局とかにも実はお願いしたことがございます。なかなか島から上京して研修を受けたり講座を受けたりすることは難しいので、例えば福祉保健局から人を派遣してくれないかと。それで島の中で集中して受けたい方を集めてとか、これは島嶼全体に関わるんじゃないかと思うんですけれども、そういった見通しといたしますか、課長のほうで何か考えていることございますか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） やはり4番議員がおっしゃるように、もう人材不足というのは深刻な問題だと考えております。町の職員もそうなんです、各事業所の皆様、かなり苦労されているということも存じております。

そうした中で、まず町として何ができるかということ、まず一つは、2年に1回、今行っております介護職員の初任者研修等、そういったものを行っているんですが、実は今年度、平成31年度が2年に1回のこの研修ということで募集をかけたところ、一応参加、受講の申込みがあったのが9名という部分でございます。やはりこの9名も、今現在事業所で仕事をされている方、資格がないためにということで9名の方が参加いただいているという状況でございますが、そうした中で、やっぱり人がいないので、町としては池袋のほうでも、これは企画財政課のほうにもご協力いただいたんですが、各町の中にある事業所名と募集している職種と連絡先を紙に印刷をしまして、その会場で配っていただいたという経緯もございます。

それ以外に、例えば島の中でケアマネさん、これもやっぱり資格必要なんです、こういった方々は更新が出てくるんですね、何年かに一度。そうしたときにも都内で研修、その講習を受けなくちゃいけないんですが、それが例えば3日間とか5日間連続で行われるもので

はなくて、例えば毎週日曜日に1回とか、転々となっていくと、その旅費とかそういった部分でかなり大きな負担になるということもありますので、実際そういった部分があるので、例えば更新をしなないという方もいらっしゃるんですね。

そういったところもかなり問題だと思っていますので、私どものほうでは、島嶼で集まって、都庁で年4回ですか、民生部会というようなこともあります。あと都の介護保険課の課長さんとも、島嶼の担当者との話合いの場もございますので、そういったところでは、島嶼に関しては、例えばDVDでもその講習を受けられないとか、そういった要望はずっと出し続けていると。そうした中で、今は多少、まだ情報程度ではございますけれども、緩和のほうに動いているという情報は得てはございますけれども、まだ確実なお話ではないというところでございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 全く同じ情報を私も現場から聞いております。まとめてやればいいものを、毎週1回出てきなさいと。何十万もかかると言っていました。ケアマネ取りたいけれども、お金もないし、人はいないしで、これじゃもう閉塞状況でね。

これはいつも思うんですけれども、人が足りないから人を呼ぼうとしてもなかなか大変ですよ、それは。なので、やっぱり島に埋もれている働ける人材を発掘して育成するという、僕は前身が教育者なので、育てるということも大事な視点ではないかなと思うんですね。

今の課長のお話聞いて、すごく勇気づけられた感じがするんですけれども、問題はもう一つは、財政的な支援も考えてもらえないかなというふうに思うんですけれども、それは現在何か旅費の補助とか、講習費の何%を持つとかという手当てはなさっているんですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今現在、そういった事業所の職員の方のスキルアップの部分での旅費に関しまして、特段町のほうで、私どものほうで補助しているというところはございません。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） これは多分そうだろうと思いましたが。町だってなかなか大変ですからね。僕ら町を支える者ですよ、町の高齢者。さっき課長、第1号被保険者2,950名と。7,000ちょっとの人口の中でおよそ3,000名がこういう状態なわけですよ。そこに予算充当しないで果たして町はどうなっていくんだろうという、ちょっと配慮も必要じゃないかなと思うんですけれども、これは課長に聞くことじゃないかもしれないんですけども、どのようにお

考えですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 先ほど2,950名見込みということでお話をさせていただきましたが、やはりもう高齢化、八丈の高齢化率はもう4割に達するという部分でございますので、もう今後のこの島の未来像というんですか、企財のほうでも計画を立てておりますけれども、その中にはやはり高齢者に対する部分とか、高齢者の方々のためにお仕事をしている方々に関しての部分、そこの辺は手厚くしていかなくちやならないというふうには考えてございますので、その辺を福祉の部分として、その計画の中にどういうふうに盛り込めるか、そういったところも検討してまいります。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） 3番、4番、5番議員からの共通テーマということになってしまっていて、一つお願いしたいことがございます。今、お話の中にもいろいろございまして、やはり人材不足とか、あと経費の問題とかで、思うように進まないことは多々あると思います。

この高齢化社会についての対応策、今後の未来型ビジョンとして、ぜひ町のほうでご検討いただきたいことを一つ私のほうからお話しさせていただきたいんですけれども、今日、ちょっと別件で配られている資料がございまして、これと関連する内容になるかと思うんですけれども、今デジタルを使った、スマホ1つあれば高齢者のほうの見守りということで、そういった管理ですよ。人がいなくてもデジタルの力で見守りができるという、そういった制度が無料でできるシステム、どんどん進んでおります。

先ほどいろいろお話あった中で、やはり認知症とかそういったものが進んでしまうと徘徊をしてしまって、あと行方不明になる。特に島の場合は、私も知り合いの方とかが何人も行方不明になって結局は見つからなかったという、そういったちょっと悲しい情報もたくさんある中で、今、このデジタル時代だからこそできることというのがあるんですね。

なので、それを使わない手はないんじゃないかということで、私のほうからもお伝えしたいことがございまして、以前の課長のほうにも少しお話しさせていただいたかと思うんですけれども、今、個人情報等の問題もございましていろいろ世知辛い世の中の中、デジタルを駆使することによって個人情報をIDで管理することができるんですね。そうしますとしっかりと個人も守られますし、またそういった情報を共有するシステムが構築されていることで、人手を使わずにデジタルで自動的に情報を管理できるとともに、例えばある例として、どこどこのおじいちゃんが行方不明になりましたとなったときに、その前段階で、そのおじ

いちゃんの持ち物にラベルを貼っておくんですね。ID管理のシールがあるんですけども、バーコードのような。例えばかばんとかノートとか、そういう身につける服とかですよ。そういったものにシールを貼っておくだけで検索ができるんですね。

なので、そういった最先端の技術というのも生かしていくことが、こういった離島で、今すごく求められていることではないかということで、いろんな場でもそういったご意見が出ております。なので、詳しい情報とか、私、資料などはご紹介できますので、ご検討いただければという思いと、あと今の、今後の課長の思いといいますか、そういったデジタル化についてのご意見などいただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今現在は、実は八丈町の中に徘徊の高齢者情報ネットワークというものがございます。これは町の福祉、あと支庁のほう、警察、消防、そういったところである程度、ある程度と言っては失礼ですけども、認知症がかなり進んだ方、徘徊のおそれがある方の、実はこれは個人情報になってしまうと思うんですが、そこはちゃんとしっかり守秘義務がございますので、写真入りで住所からお名前、あと緊急時の連絡先、そういったものの入ったものを情報共有しているという部分が現状でございます。

何かあった際には、やはりそうした各事業所といいますか、そういった部分で連携をして探すと。探してご自宅のほうにお連れする、またご家族の方のところにお連れするといった対応をしているというのが現状でございますが、今、1番議員からおっしゃられたように、そういった、個人的に、そのIDによってそういったものができるということであれば、そこはもう十分に検討していくことはいいことだというふうに、かなり有効なものになるのではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第3、議案第13号 令和2年度八丈町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

ここで休憩を取ります。40分まで休憩になります。

(午前10時21分)

○議長(奥山幸子君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時40分)

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第4、議案第14号 令和2年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) 書類番号12番、黄色の用紙の次になります。

議案第14号 令和2年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億572万3,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(佐藤真一君) はい。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の数値で、主な項目のみ説明申し上げます。また、八丈町は東京都後期高齢者医療広域連合に加入しており、その制度に基づいての予算案を計上してございます。

歳入、1款1項後期高齢者医療保険料7,633万7,000円、727万6,000円の増。2年に1度、保険料を見直すことになっており、令和2年度は保険料改定予定年度で、保険料を増額して計上してございます。令和2、3年度は均等割額4万4,100円、プラス800円、所得割率8.72%、マイナス0.08ポイントですが、低年金者への軽減変更により、1人当たりの平均保険料額は3,926円、4.0%増の10万1,053円を予定してございます。

年金収入の低い方への均等割額に対して、現在8割は8.5割の軽減が適用となっております。

すが、低所得者への年金増額等が図られ、令和2年度には7割軽減に向けて軽減額が縮小するためでございます。令和3年度には本則どおり7割軽減になる予定です。また、賦課限度額も2万円増の64万円に引き上げられますが、一方で低所得者の2割及び5割軽減対象者の拡充が図られることとなります。

その下、2款1項手数料3,000円、科目設定でございます。

3款、次のページ1項他会計繰入金1億2,439万9,000円、77万7,000円の増。法や広域で定められた負担金等の一般会計からの繰入金です。歳出の広域連合への負担金のほか、職員給与や健康診査に係る経費となります。また、保険料の軽減措置として、6節で約740万円計上してございます。

4款1項繰越金1,000円、科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項から3項までは科目設定となります。

その下、4項受託事業収入497万6,000円。広域連合からの健康診査費受託事業収入と、次のページの上になりますが、葬祭費受託事業収入となります。

5項雑入2,000円、科目設定です。

計、歳入合計、本年度2億572万3,000円、前年度1億9,897万円、比較675万3,000円の増。

次のページをお願いいたします。

歳出となります。

1款1項総務管理費944万9,000円、178万1,000円の増。12節でシステム改修委託料等が増となります。

次のページ、2項徴収費11万2,000円、8,000円の増。

その下、2款1項葬祭費405万円、130万円の減。葬祭費が減となります。歳入と同じ金額となります。

3款1項広域連合納付金1億8,844万4,000円。

次のページをお願いいたします。

広域連合から示された保険料負担金や保険給付費負担金等でございます。

4款1項保健事業費265万8,000円、2万1,000円の増。主に健康診査委託料等でございます。

5款1項償還金及び還付加算金100万2,000円、増減なし。過年度に係る保険料返戻金となります。

次のページ、6款1項予備費8,000円、増減なし。

歳出合計、本年度2億572万3,000円、前年度1億9,897万円、比較675万3,000円の増。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第14号 令和2年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第5、議案第15号 令和2年度八丈町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの書類のピンク色の次のページとなります。

1ページをお願いいたします。

議案第15号 令和2年度八丈町国民健康保険特別会計予算。

令和2年度八丈町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億2,663万円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8 ページをお願いいたします。

歳入歳出の項の数値で主なものについて説明申し上げます。

歳入、1 款 1 項国民健康保険税 2 億3,572万6,000円、215万9,000円の減。国保の保険料は、この後の条例改正案でも上程してございますが、その条例改正案を反映させ、所得割率の率や均等割、平等割額を増加させてはいますが、対象者が2,590人、179人減、世帯も1,743世帯、100世帯減と減少しているため、減額となります。現年の医療分の収納率は、前年同様93.47%で計上してございます。

次のページの下、2 款 1 項手数料1,000円、科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項国庫補助金264万1,000円、264万円の増。社会保障・税番号制度システム整備費補助金、マイナンバーに係るものを計上してございます。

4 款 1 項都補助金 8 億7,286万8,000円、493万6,000円の増。普通交付金、保険給付費になりますが、こちらが185万6,000円の増の 8 億3,904万9,000円。特例交付金、こちら市町村の財政状況に応じてということでございますが、プラス58万ということで2,731万9,000円ということになります。そのほか都補助金、成績によって、応益割等の成績によっていただく額が650万円となっております。

5 款 1 項財産運用収入1,000円、科目設定でございます。

次のページ、6 款 1 項他会計繰入金 1 億1,538万円、288万7,000円の増。1、2 節の低所得者に対する保険税の軽減分のほか、4、5、6 節までは法令で定められている一般会計からの繰入金でございますが、次のページ、一番上の 7 節ですね。前年777万2,000円の増の3,277万2,000円。こちらは、国保税の激変緩和措置により収納不足等を町独自で、企画財政課長からも昨日説明申し上げましたが、一般会計から繰入れし、その額も増となります。

7 款 1 項繰越金1,000円、科目設定でございます。

8 款 1 項延滞金、加算金及び過料5,000円、増減なし、科目設定でございます。

次のページの 2 項預金利子1,000円、3 項受託事業収入1,000円、4 項雑入5,000円、いずれも科目設定の項目でございます。

次のページをお願いいたします。

一番下で歳入合計、本年度12億2,663万円、前年度12億1,832万6,000円、比較830万4,000円の増。

下のページ、歳出に変わります。

1 款 1 項総務管理費3,474万円、106万9,000円の増。人件費のほか、次のページの12節システム改修費が増となります。

2 項運営協議会費41万8,000円、12万6,000円の減。国保運営協議会等の関係費でございます。

下のページ、3 項趣旨普及費42万円、増減なし。パンフレット等の印刷製本費等でございます。

2 款 1 項療養諸費 7 億3,106万7,000円、682万3,000円の増。被保険者は減少しておりますが、1 人当たりの医療費が伸びているため増となります。

次のページをお願いいたします。

2 項高額療養費 1 億905万9,000円、613万5,000円の減。

3 項移送費20万1,000円、増減なし。

次のページ、下の 4 項出産育児諸費420万3,000円、420万2,000円の減。国保加入の方の出産育児一時金10名で計上してございます。

5 項葬祭諸費175万円、増減なし。

6 項結核・精神医療給付金90万円、36万円の減。

3 款 1 項医療給付費分 1 億9,982万5,000円、31万円の減。

次のページをお願いいたします。

2 項後期高齢者支援金等分7,715万8,000円、17万7,000円の増。

3 項介護納付金分3,118万2,000円、341万6,000円の増。

1 項から 3 項までは都から示された納付額となります。

4 款 1 項共同事業費拠出金 2 万円、増減なし。

5 款、次のページ、1 項特定健康診査等事業費1,404万円、37万4,000円の増。健康診査関係の事業費となります。

2 項保健事業費31万3,000円、増減なし。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項基金積立金1,000円、科目設定です。

7 款 1 項公債費1,000円、こちらも科目設定でございます。

8 款 1 項償還金及び還付加算金200万4,000円、19万1,000円の増。保険税の還付金等でございます。

次のページ、2 項延滞金1,000円、科目設定でございます。

3 項繰出金1,732万7,000円、738万7,000円の増。病院事業会計繰出金等が増となります。

9 款 1 項予備費200万円、増減なし。

歳出合計、今年度12億2,663万円、前年度12億1,832万6,000円、比較830万4,000円の増。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第15号 令和2年度八丈町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第6、議案第16号 令和2年度八丈町水道事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 書類番号13をお願いいたします。

水-1ページのほうをお願いいたします。

議案第16号 令和2年度八丈町水道事業会計予算。

総則、第1条、令和2年度八丈町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第5条以外は朗読を省略させていただきます。

次のページをお願いします。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的でございますけれども、水道施設整備事業、限度額は1億5,700万円でございます。合計も1億5,700万円でございます。こちらにつきましては、配水管布設工事、大川浄水場改修事業に係る起債でございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、前年度と変更ございません。

次のページになります。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水-20ページのほうをお願いいたします。

令和2年度八丈町水道事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

まずは収入でございます。

1款水道事業収益4億7,554万円、1項営業収益2億7,084万2,000円。こちらにつきましては、有収水量の減少によりまして、31年度当初予算比で870万4,000円の減となっております。

2項営業外収益2億469万8,000円。こちらにつきましては、均衡予算として収支の均衡を保つため、2,000万円の予算を計上しております。31年度当初予算比で200万円の増となっておりますけれども、減価償却費、固定資産除却費の減によりまして、長期前受金戻入のほうが増減しまして、営業外収益全体では582万6,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

支出のほうでございます。

1款水道事業費用4億4,732万7,000円、1項営業費用4億2,629万1,000円でございます。営業費用につきましては、31年度当初予算比で2,144万6,000円ほど減額となっております。要因の主なものといたしましては、水-23ページになりますけれども、4目業務費及び水-25ページになります、5目総係費、また、水-26ページになりますけれども、6目減価償却費、7目資産減耗費の減少によるものでございます。

4目業務費、5目総係費の減少につきましては、浄化槽設置管理事業に地方公営企業法を適用することに伴いまして、水道係職員を1名減員し、浄化槽係と統合し、水道浄化槽係としたことによる人件費の減少によるものでございます。

水-26ページになりますけれども、2項営業外費用につきましては2,083万6,000円。こちらにつきましては企業債の利息、消費税の納付額でございます。

3項予備費は20万円で、前年度と同額でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まずは収入でございます。

1 款資本的収入 6 億2,074万6,000円、1 項企業債 1 億5,700万円。こちらにつきましては、配水管布設工事、大川浄水場改修工事に係るものでございます。

2 項一般会計補助金5,478万1,000円。こちらにつきましては、地方公営企業繰出基準に基づきまして、一般会計から受ける簡易水道施設整備に係る元金償還に対して繰り出しを受けるもの及び大川浄水場改修事業に係ります一般会計負担分でございます。

3 項国庫支出金4,961万円。こちらにつきましては、大川浄水場改修事業に係る国庫補助金でございます。

4 項都支出金 3 億5,935万5,000円。こちらにつきましては、老朽管の更新、配水管布設等の工事、中央監視装置の改良事業、大川浄水場の改修事業、大川水源の取水施設改修事業、大賀郷浄水場の前処理設備の改良事業に対する補助金でございます。

続きまして、支出のほうでございますけれども、1 款資本的支出 7 億7,159万3,000円、1 項建設改良費 6 億3,943万7,000円、次のページにかかりますけれども、配水管等の布設工事が 3 件、鴨川導水管更新工事、大川浄水場改修造成工事、大川水源取水施設改修実施設計、大賀郷浄水場前処理設備改良工事、中央監視装置改良設計、以上 8 件のほか、令和 3 年度以降に向けた工事の設計を行います。場所については、企業課の当初予算説明資料の10の 9 ページ以降にありますのでご確認ください。また、固定資産購入費といたしまして、漏水探知機等の購入も行います。

2 項企業債償還金 1 億3,215万6,000円。31年度末の起債残高でございますけれども、22億3,876万4,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億5,084万7,000円は、当年度分の消費税資本的収支調整額1,638万4,000円、当年度分の損益勘定留保資金 1 億956万円、減債積立金2,490万3,000円で補填いたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第16号 令和2年度八丈町水道事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第7、議案第17号 令和2年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの水道事業会計予算書の次になります。

1枚めくりまして、運-1ページのほうをお願いいたします。

議案第17号 令和2年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算。

総則第1条、令和2年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の予算は次に定めるところによる。他の文言の朗読については省略させていただきます。

次のページになります。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

運-16ページのほうをお願いいたします。16ページでございます。

令和2年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

まずは収入でございます。

1款自動車運送事業収益1億6,921万6,000円、1項営業収益9,795万9,000円。こちらにつきましては、前年度当初予算比で11万6,000円の増となっております。乗り合いと貸切りの別で言いますと、乗り合いを28万9,000円の増、貸切りを17万3,000円の減と見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

2項営業外収益7,125万7,000円。こちらにつきましては、4目の長期前受金戻入の増によりまして、前年度当初予算比で99万6,000円の増となっております。

なお、均衡予算分は2,000万円、一般会計補助金は5,000万円で前年度と同額でございます。続きまして、支出でございます。

1款自動車運送事業費用1億6,230万6,000円、1項営業費用1億5,830万6,000円。こちらにつきましては、1目運転費でガイド1名の人件費の増がございますけれども、運-19ページ、真ん中辺の4目減価償却費の減、また運-20ページ、次のページになりますけれども、10目一般管理費で管理者、企業課長の人件費の会計間の配分の変更によりまして、営業費用全体では前年度の当初予算比で117万3,000円の減額となっております。

次のページ、運-21ページになりますけれども、2項営業外費用につきましては380万円。企業債利息、次のページになりますが、花火の協賛金と消費税納付額でございます。

3項予備費20万円、前年度と同額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出のほうになります。

支出のみの予算でございます。

1款資本的支出3,056万2,000円、1項建設改良費2,295万3,000円。こちらにつきましては、乗り合いの中型バス車両の購入費でございます。現在の車両の更新になります。

2項企業債償還金760万9,000円。31年度末の地方債の残高でございますけれども、1,120万9,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,056万2,000円ですが、当年度分の消費税資本的収支調整額207万3,000円、過年度分の損益勘定留保資金1,282万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1,566万7,000円で補填いたします。

あと、本日追加でお手元のほうに配付いたしましたこちらの資料でございますけれども、こちら町営バスと温泉で、バスと温泉の2日間乗り放題、入り放題のBU・S・PAというチケットを販売しております。これを4月からジョルダンという会社の乗換え案内というスマートフォンのアプリがあるんですけども、それを使いましてスマートフォン上でこのBU・S・PAを購入して、スマートフォン上のBU・S・PAチケットを見せることでBU・S・PAを利用できるというものでございます。紙のBU・S・PAのチケットにつきましても引き続き販売してまいりますけれども、今後は観光のお客様限定の販売ではなく、どなたでも購入できるものとしていきます。

まだこちら販売始まっておりませんので、乗換え案内のアプリを起動させてもこのBU・

S・PAのチケットは購入できません。ただ、こちらの裏面の真ん中に、詳しくはこちらという矢印の先に四角いマークがあると思いますけれども、これをスマートフォンで読み込んでいただきますと、デモンストレーション画面が起動するような形になっております。このデモンストレーション画面につきましては、実際のもの全てが見られる状況にはなっておりませんが、おおよその雰囲気は再現できているというものになっております。

もう1枚、こちらのほうも出しているんですけども、こちらに書いてあるのが、これは非常に見にくいので、虫眼鏡等を使っても、多分これは文字は読めません。こちらは雰囲気だけです。スマートフォン上でどういうのが出てくるかというのをご確認くださいと思います。

これについては4月の販売を目指しているところでございます。こちらについて報告、全員協議会で報告できなかったことはおわびいたしますけれども、こちらの理解する時間がちょっとかかりましたので、今回の当初予算の本会議での説明になってしまったことはおわびいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

3番。

○3番（山下則子君） 大体ニュースで、コロナウイルスの関係で観光バス事業というか、事業者さんの利用がなくなっているというようなことが報道されているんですけども、八丈町の観光バス事業に対してはどうなのでしょう。現状を教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 毎年3月につきましては、1年間で一番収益が上がる月でございます。2月の後半から貸切りの台数も減っていることに加えて、この貸切りに乗っている人たちも平均で1台当たり5人ぐらい、2月については減っております。3月に入りまして、こちら最終的な見込みといたしましては昨年度の3分の1程度、貸切りの台数につきましても半分以下とかという状況になっている予想はしております。

なお、これが3月にとどまらなくて、4月についてもかなり4月の前半、4月いっぱいぐらいまでは影響があるというふうに考えておまして、今、当初予算の説明をしたばかりなのでございますけれども、この当初予算の収入の予想にも影響は来るかなというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 本当に大変な状況だと思います。見込みの減額というのは大体どのぐらいか、分かれば教えてください。そして、あとは公営企業なので、それがどこかの予算、いろいろな国からのほうも来ているということですが、補填の可能性はあるのかどうかについて教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 年間の収入でいきますと、昨年から1,500万円程度は減収になるかなというふうに考えております。補填につきましては、今のところ一般会計頼みというところでございます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 非常に大変苦しいときかと思えますけれども、みんなで乗り切らなきゃいけないかなと思います。

それで、ちょっとバスの関係で、ネットでいろんな話が出ています。バスガイドさんがマスクしていないとかどうとかといういろんな情報があって、バスガイドさんは健康チェックもしているし、笑顔がかわいいので、そんなマスクしないでお話しすればいいと私は思います。それでもやはり、観光事業者の中でそういうクレームというのか、ネガティブな話をする人もいるんですが、それをバスガイドさんに言ってもしょうがない。運転手さんにクレームしてもしょうがない。なので、ちゃんとしたそのときに町の姿勢はこうなんですよということの説明することが大切かなと思います。それについての方針を教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） その辺のお批判については私のほうにも届いております。

ただ、実際のお客様の中には、こちらのほうの対応を見て逆に安心したと言われているお客さんもいるのは事実であります。それを前提といたしますけれども、マスクについてはいろいろ、WHOでは、感染していない方はかけても、特にかけたことによる予防策にはならないというような見解もあったり、いろんなことが言われております。

そういう状況を踏まえて、いろいろ毎回、毎日そういう話は旅行会社とお客様、ホテルからもそうですし、町民の皆さんからもお話があります。そういうところでその都度話し合っではいるんですけれども、ただ、皆さんにこれだけのご理解していただきたいのは、私どもの乗務員は、決してコロナに対する対策をどうでもいいというふうに考えているわけではな

いということです。そこだけは皆さんにご理解いただいて、もし聞かれた場合は、逆にこれから申し上げることを町民の皆さんにも伝えていただきたいと思いますということでございますけれども、こちらのほう、貸切りバスのほう、観光客を受入れを停止していることではございません。その中において、来たお客様に対してしゃべる仕事である自分らプロは、顔を見せてしゃべることでお客様の反応も分かるということもありますので、その辺のことがあるので、そのマスク以外のことについては徹底するというので、マスクはしないでやりたいということ、私はその意見はそのとおりでと思ひまして、ただ、それ以外のことについては徹底してくださいよということでございます。

ただ、どちらかという批判的な意見のほうが多いことは事実でございますので、その辺については今後も考えていきたいということでございますけれども、ただ、これだけもう一回申し上げますけれども、乗務員等はコロナに対して別に無頓着ではないということですね。かえってお客様に安心していただけるように努力をした結果がマスクをしていないということだけは、皆さんどうかご理解いただきたいと思いますということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 私も観光業として、いろんな通販会社から、おたくはマスクしているんですかと、いろいろ何か来るんですね。もうさっきの教育の話も、国全体が何かこれに怖がっちゃって萎縮してくるような状況は、私はどうかなと思っています。もちろんだから安全に、安全というか衛生面には気をつけていかなければならないんですけれども、そればかりで終わってしまうのもちょっと情けないなという気もしております。

なので、今のお話を聞いて私は安心しました。ですから、こういう時期だからこそみんなが気をつけて笑顔で対応していけたらなと思います。なので、バスはちょっと大変だと思いますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。これは要望です。

○議長（奥山幸子君） 8番。

○8番（山下 巧君） BU・S・PAのすばらしい企画がスタートするわけですがけれども、一方、全日空のほうで1日3便のところ、今2便を予約止めしちゃっているんですね、1か月間。これについては何か情報ありますか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 全日空さんからは、今度の、3月中もそうなんですけれども、ホームページを見ていただくとコロナ対策ということで、一部の運行計画変更というの

が出てございます。その中に八丈島も含まれてございまして、取りあえず公表されているのは3月の30、31の2日間の真ん中の便ですね。2便、1893便と、1894便の2便については減便といいますか、欠航ですね。形上は欠航という形にさせていただいております。

4月以降も、今ネット等で見ますと、真ん中の便がしばらくの間満席という表示になっているのかと思いますが、その先について、我々としてはまだ情報はいただいているところでございます。

○議長（奥山幸子君） 8番。

○8番（山下 巧君） 何か2便体制になるような感じになったら心配しているわけなんですけれども、これはまたコロナの様子を見て2便が復活するというふうに考えていいですね。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 私からそこを申し上げることはできませんけれども、あの一八丈島、このところも全日空さんの利用状況、大変多くなってございます。特に真ん中の便というのは、利便性のよさからも観光客の方、使われていると思います。我々としましては必ず、コロナが終わりましたら復活するものと思っております。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 先ほどこのフリーパスモバイルのことにつきましてご説明あったかと思うんですけども、まさにICTの、今後、未来型の有効活用として期待される分野になるかと思っております。

それで、お話の中で4月からということがありましたが、具体的に住民の方にご案内をしていい時期というのはいつ頃からはなるのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） これは一応、4月1日からの販売を目指しておりますけれども、それまではこのアプリ、こちらのほう、裏に読み込む四角いのが、下にもありますけれども、それ上でチケット購入ができません。ですので4月1日以降、実際のところ、4月1日でも一応10時以降ということの制限をかけるつもりなんですけれども、それ以降の公表にさせていただきたいということでございます。

ただ、先ほども言いましたように、デモンストレーション画面については現在でも使えますけれども、それで実際の購入までにはいかないということでご理解をお願いします。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（宮崎陽子君） ありがとうございます。それでは4月1日の大体朝10時以降からの予定ということになるんですね。それはまた変わる可能性があるということですか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 実際のところ、まだ契約も終わっておりませんので、今のところ予定というところまでしか申し上げられません。

ただ、これ今後、30日に最終日がありますけれども、そこでの報告、確実な報告ができるかというのもまだ確定ではありませんので、4月1日10時以降のお楽しみということでお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

○1 番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） 9 番。

○9 番（岩崎由美君） いまのこのモバイルの関係で、なかなかこれからこういうことがずっと増えていくのかなと思うんですが、ジョルダンさんがやるということで、私もよく使うアプリですけども、ちなみにこれ手数料とかそういうのはどんな形態になりますか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、ジョルダンの会社のほうがBU・S・PAを委託販売という形の契約にする予定でございます。それなので、特にアプリの使用料とかそういうものはかかっておりません。今おっしゃられたように、1枚1,000円のBU・S・PAが売れた場合、10%をジョルダンに支払うという形の予定でございます。

○9 番（岩崎由美君） 分かりました。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第7、議案第17号 令和2年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。再開は午後1時ということによりよろしくお願いいたします。

(午前11時23分)

○議長(奥山幸子君) 再開いたします。

(午後1時00分)

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第8、議案第18号 令和2年度八丈町病院事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) 書類番号13の一般旅客自動車運送事業会計の予算書の次の黄色い紙の次になります。

1ページのほうをお願いいたします。

議案第18号 令和2年度八丈町病院事業会計予算。

総則。

第1条、令和2年度八丈町病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

第5条以外は朗読を省略させていただきます。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的でございます。

病院施設整備事業、限度額3,200万円。医療機器器具整備事業、限度額2億1,100万円。合計が限度額2億4,300万円でございます。

記載の方法、利率、償還の方法については、前年度と変更はありません。

次のページになります。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

病-22ページをお願いします。

令和2年度八丈町病院事業会計予算実施計画内訳、収益的収入及び支出でございます。

収入のほうですけれども、1款病院事業収益14億7,568万4,000円、1項医業収益7億7,775万7,000円、こちらにつきましては入院、外来収益ともに減を見込んでおります。

2項医業外収益6億9,792万7,000円、次のページになりますけれども、4目その他医業外収益の均衡予算分は2億円でございます。前年度当初予算比で5,000万円の増となっております。これによりまして、医業外収益全体でも、前年度当初予算比で5,347万3,000円の増となっております。

次のページをお願いします。

支出のほうでございます。

1款病院事業費用14億2,403万7,000円、1項医業費用13億9,781万4,000円でございます。こちらにつきましては、1目給与費の増によりまして、医業費用全体として、前年度当初予算比で1,629万8,000円の増となっております。こちらにつきましては、会計年度任用職員制度が始まったことによりまして、賃金が報酬に振り替わっております。

病-28ページのほうになります。

2項医業外費用でございますけれども、2,602万3,000円、こちらは企業債の利息、患者外の給食材料費、消費税の納付額でございます。

3項予備費につきましては、20万円でございます。前年と同額でございます。

資本的収入及び支出のほうでございますけれども、収入、1款資本的収入3億8,014万9,000円、1項企業債2億4,300万円、こちらは病院改修工事、医療機器更新に係る起債でございます。

2項一般会計負担金7,774万1,000円、地方公営企業繰出基準に基づきまして、病院建設、医療機器整備に係る元金償還に対して繰り出しを受けるものでございます。

次のページをお願いします。

3項都支出金5,400万8,000円、企業債の償還金の補助、へき地産科医療機関設備整備費補助金でございます。

4項他会計補助金540万円、こちらは国保会計からの医療機器更新に係る補助金でございます。

支出でございます。

1款資本的支出4億7,556万9,000円、1項建設改良費3億802万2,000円、こちらにつきましては、30年度からの継続費による病院改修工事及び電子カルテ、CT等の機器の更新に係

る費用でございます。

2項企業債償還金1億6,754万7,000円、31年度末の起債の残高ですが、12億2,071万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,542万円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,674万円と過年度分損益勘定留保資金2,772万2,000円、当年度分損益勘定留保資金4,095万8,000円で補填いたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（菊池 良君） どうしてもコロナの関連になってきて申し訳ないのですが、アビガン錠という薬があるということで聞いておるんですけども、これは今、インフルエンザの薬、治療薬ということで実際流通しているということで、国内のメーカーが作ったものなんです、これが2月の二十何日に緊急投与として、コロナの肺炎の重症者にも投与されているということをお聞きしていますが、この辺の情報についてはもう把握しておりますでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 把握しております。私ども、先ほど委員長からお尋ねされて、ちょっと私のメモを見返したんですけども、2月22日に読売新聞の朝刊に、アビガン錠がどうやら効くらしいという情報が本紙の一面に載っておりました。ただ、それは新型インフルエンザ用に開発された薬でございます、それを政府が何百万錠と保有しているという情報が読売新聞に載っておりました。

その後、これは明るい兆しが見えたなと思ひまして、注意していたんですけども、その後、追っかけ記事と申しますか、そういうものが現れなくて、昨日か一昨日に今度はネット情報で、アビガン錠が、中国がコロナの患者様に使用してどうやら効くらしいという情報が、ネット情報で流れております。

ただ、日本で使用する場合には、新型インフルエンザとして認可されている薬を、医師が勝手にコロナ患者さんに投与することはまだ認められておりませんので、政府、厚生労働省が何らかの見解を出さなければ使えない。それから、それが使えると分かって、どのような配布をされるのかという情報もありませんので、今後の状況を注視してみたいところでありましてけれども、まだ日本は緊急事態を宣言するような状況までいっていないという

ことで、副作用の状況も確認できない薬を今すぐに患者様の対策として開放するという事は、まだあり得ない状況ではないかと見ております。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） ありがとうございます。

いろいろな情報が、フェイクであったりありますので、その辺は情報収集を十分していただいて、国とか都とも連絡を取り合いながら、その辺を十分、慎重にやっていただきたいと思います。

それで、具体的にこの新型インフルエンザのお薬ということで、これは八丈の町立八丈病院のほうには在庫としては置いてらっしゃるのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 政府が保管しているというだけでありまして、うちで保管しているのはタミフルとか、そういう最近の流行するインフルエンザに合った薬は置いておりますが、新型インフルエンザ用のアビガンとかは確保しておりません。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） 分かりました。

なかなか判断が難しい部分もあると思うんですけども、この辺は情報収集を十分していただいて、今後これが対応できるとなった場合には用意していただくとか、その辺のことは頭に入れておいていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 看護師さんがいらっしゃってよかったなと思っていますけれども、昨年にいろいろ病院の状況を伺って、私たちでもヒアリングをして、その中で人員不足だけではない問題点というのがいろいろ上がってきました。人間関係のことであったり、研修に行けない、研修費も予算計上されていますけれども、そういうところで病院の規模だとか、そういういろんな病院の経営に関しての経営とか、それから管理、運営に関してのいろんな検討会とか、今後やる予定はありますか。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 病院の経営改革といたしましては、平成20経営改革プランというのが作成されておりまして、現在その検証を行っております。その検証結果が出ますので、

それに基づいてさらに院内、また執行部等で検討して、改革プランにのった行動をしていくということになると思います。現在、検証中でございます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 現在検証中ということで、それは経営改革プランのほうだと思うんですが、今、働いていらっしゃる人たちのいろんな要望だとか、現場の人たちの声とか、なかなか上がりにくい状況のような気がいたします。

この件に関しまして、やはりできることはしておいたほうがいいかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 今回、看護師さんからいろいろ情報が上がってきたと思うんですけども、その中でやはり看護師長が、今、統括看護師長ということでお一人だったんですけども、今回もっと看護師さんの声を吸い上げられるように、それから看護師長の負担を減らすということで、師長2人制を置きまして、外来と入院病棟の師長を置いて、まずは看護師さんたちの声をもっと集められるかなという状況にはする予定であります。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） では、恐らく看護師さんだけではなく、リハビリの方とかいろんなほかの業種の方も、いろんな意見とか希望とかもあると思うので、その辺はいろいろ人員不足の中で難しいところではあると思いますが、現場の声をよく聞いて、もしまたいろんな問題が出てくれば、私たちも一緒に考えていかなければならない問題だし、また改めて看護師さんの状況を個別に聞きたいと思ってます。

なので、まずはそれをやっていただいて、十分、現場が嫌にならないように。やはり人間関係とかで、嫌なこともあるみたいなので、よろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。答弁よろしいですね。

○9番（岩崎由美君） はい。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

4番。

○4番（山本忠志君） 今の話ともちょっと関連するんですけども、ページ数で言うと病一24ページになるんですが、報酬のところと給料のところ、報酬のところの3段目のところに、会計年度任用職員等報酬及び手当ということで6,000万円ということで、給料のところでは正規職員ということなんだろうが、数多くの医療スタッフが出ていますが、医療スタ

ップで賄い切れないところを、この会計年度の方々に補助してもらおうということが行われていると思うんですけども、まず、この会計年度の対象の方々は何名いらっしゃるのか、教えていただけますか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 現在、二十数名ということで、会計年度職員は二十数名を予定しております。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） その中で、例えばスキルアップ、あるいは資格を取得したりして、法的にも認められた形で、医療スタッフの補助をできるような形というのは、今できる状態なのか、あるいは今後そういう道筋も考えられるのか、伺います。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 会計年度任用職員制度というのがこの4月から始まりまして、そのスキルアップのフォローアップまではまだ検討中ございまして、明確な制度として、正職員に移りますよとか、そういう制度は、スタートの時点ではございません。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） ちょっとこれは要望になるかもしれませんが、先ほどの医療スタッフとのお話のヒアリングの中で、例えば看護師さんの夜勤に当たる、代わるものとして、看護師でなくてもできる、例えば介護福祉士の資格があれば病院の夜勤が可能であるというような情報も得たんですけども、例えばそういうところに、会計年度の中から希望を募って資格を取らせてはいかかなとも思うんですけども、そういう可能性というのはありますか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 現在、介護福祉士は、別に正職員として募集している状況でございます。昨日も申し上げたように、看護師も定数25のところ、現在24までは確保できるかなという見通しがついておりますので、その看護師と、それから介護福祉士の定足状況を見て、会計年度任用職員さんのほうからの転換も検討していかなければならない状況でありますけれども、今の状況ですと、もう少し介護福祉士を募集しながら、看護師さんを若干名補充しようかなという状況でございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

○4番（山本忠志君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第18号 令和2年度八丈町病院事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

事務長から、アシナガバチの病院に対する受診例についての報告があります。

事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 昨日ご質問されました蜂刺されの患者様の状況でございますけれども、平成31年度4月から昨日まで86名。そのうち、ほぼ6月から11月の蜂が活動する時期に集中しております。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 質問者はどなたでしたっけ。よろしいですか、10番。

9番、関連ですか。

○9番（岩崎由美君） 関連です。

86名、意外に多いなという印象なんですけれども、その中で重篤化というのはないのかなとは思いますが、どんな症状がメインかなと。教えてください。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） これ一人一人カルテを見て集計をしております、男女比ですとかそういうのは調べてあるんですけれども、症状につきましては、塗り薬を塗るとかそういう患者さんがほとんどの状況で、重篤化という報告は出ておりませんので、そういう対処で済んでいると思われれます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 刺されて心配だったら病院に行くのもいいと思いますけれども、刺さ

れて、もし最初にすぐやるような、水で洗うだとかそういう処置が分かれば、そういうのを
広報してもいいかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） また今シーズン来ますので、シーズンと言っていいか、来ます
ので、その患者さんの状況を見ながら周知を考えたいと思いますので、よろしく願いいた
します。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） それでは続きまして、日程第9、議案第19号 令和2年度八丈町浄化
槽設置管理事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの病院事業会計予算書の次の緑の紙の次になります。

浄一1ページのほうをお願いいたします。

議案第19号 令和2年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算。

総則。

第1条、令和2年度八丈町浄化槽設置管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第5条以外は朗読を省略させていただきます。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、合併処理浄化槽整備事業でございます。限度額は1,420万円。合計も限度
額1,420万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、前年度特別会計の
ときと同じでございます。

次のページをお願いします。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

浄一14ページのほうをお願いします。

令和2年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款浄化槽設置管理事業収益5,548万3,000円、1 項営業収益1,115万4,000円、こちらにつきましては、浄化槽使用者からいただく浄化槽使用料でございます。

2 項営業外収益3,970万2,000円、中身でございますが、1 目雑収益、こちらについては均衡予算分でございます。2 目国庫支出金につきましては、浄化槽撤去に係る補助金でございます。3 目都支出金、こちらも浄化槽撤去に係る補助金でございます。4 目一般会計補助金、こちらにつきましては、収支不足分の繰入れでございます。その他、5 目長期前受金戻入、6 目資本費繰入収益になります。

3 項特別利益462万7,000円、こちらにつきましては、公営業法適用に係ります引当金への補助でございます。

続きまして、支出。

1 款浄化槽設置管理事業費用5,548万3,000円、1 項営業費用4,968万2,000円、こちらは1 目浄化槽費、こちらにつきましては、使用料納付書等の印刷費、次のページになりますけれども、郵送料、浄化槽の清掃保守点検委託費、法定点検の手数料、コピー機等のリース料の事務費、あとは浄化槽の修繕費用、あとは単独浄化槽を撤去する場合の補助金でございます。

2 目総係費につきましては、職員の人件費及び事務費でございます。人件費につきましては、職員2 名分と管理者、企業課長、経理係職員の数か月分の人件費が計上されています。

次のページをお願いします。

減価償却費につきましても、3 目といたしまして営業費用に計上しております。

2 項営業外費用97万4,000円、こちらは企業債利息を計上しております。

次のページになります。

3 項特別損失462万7,000円、こちらにつきましては過年度の賞与、過年度の法定福利費、退職給付引当金の繰入額でございます。

4 項予備費は20万円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

収入。

1 款資本的収入4,670万8,000円、1 項企業債1,420万円、こちらは合併処理浄化槽整備事業に係る起債でございます。

2 項一般会計補助金1,102万4,000円、資本金への繰入れと企業債償還に対する補助金でございます。

3 項国庫支出金1,755万1,000円、浄化槽設置工事に対する補助金でございます。

4 項都支出金362万9,000円、こちらは企業債償還に対する補助金でございます。

5 項工事費負担金30万4,000円、こちらは事業所に浄化槽を設置した場合の分担金でございます。

次のページをお願いします。資本的支出のほうでございます。

1 款資本的支出5,810万4,000円、1 項建設改良費5,615万8,000円、こちらは浄化槽設置工事40基分でございます。

2 項企業債償還金194万6,000円、31年度末の起債残高は1 億2,042万4,000円でございます。

なお、来年度以降の支出の財源に充当する362万9,000円を除いた資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,502万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額339万2,000円、引継ぎ現金1,163万3,000円で補填いたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第19号 令和2年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第10、議案第20号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 書類番号14をお願いいたします。

議案第20号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町浄化槽設置管理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること及び病院事業の職員配置の見直しにより、公営企業職員定数を改正する必要があるので、本案を提出いたします。

次のページをお願いします。

八丈町職員定数条例の一部を改正する条例。

八丈町職員定数条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

別表公営企業の項定数の欄中「81人」を「86人」に改める。

附則。この条例は令和2年4月1日から施行する。

こちらにつきましては、81人から86名に定数を改定するものでございます。

この5名増の内訳でございますけれども、浄化槽事業分でプラス1名、病院事業中、医師でプラス1名、栄養士プラス1名、介護福祉士プラス2名の計5名ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第20号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第11、議案第21号 八丈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（田村久美君） ただいまの次のページをご覧ください。

議案第21号 八丈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。放課後児童支援員の基礎資格保持者の対象者拡大及び明確化のため、本案を提出します。

次のページをご覧ください。改正文の読み上げは省略させていただきます。

放課後児童健全育成事業というのは、いわゆる学童保育の事業になります。

平成27年度より国のほうでこちらの事業を行う際に、支援員という資格を新たに創設しました。この資格は事業所に各1名以上置かなければいけないということで、八丈町のほうもこの資格を持っている方を養成しておりました。

今回の改正は、国のほうの基準が、これまで議運でも6番議員からご指摘ありましたが、こちらの支援員の資格の研修を受ける際に要件がございまして、これがかなりハードルが高かったんですけれども、今回改正でこの研修を受ける要件が拡大というか緩和、若干緩和されたので、国の基準に伴いまして、八丈町のほうの条例を改正するものになります。

また、こちらの資格の取得に際しましては、直営でやっている事業なので、八丈町のほうで旅費を支出しております。ただし、こちらの事業については、国と東京都でそれぞれ3分の1の補助をいただいております。

説明は以上になります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第11、議案第21号 八丈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第12、議案第22号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長(瀬筒国治君) 議案第22号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。民法の一部改正による債権関係の規定の見直し及び町営住宅への入居のさらなる円滑化を図るため、条例を整備する必要があるので本案を提出します。

1枚おめくりください。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号を次のように改める。

1、入居者が署名または記名押印した請書に、町長が適当と認める連帯保証人(連帯保証人が保証する極度額は入居時の使用料の12か月分の額に近傍同種の住宅の家賃3か月分を加え、入居者から徴収する保証金を差し引いた額に相当する額とする。)が記名押印し提出すること。

附則。この条例は令和2年4月1日から施行する。

ということで、今回の条例の改正の主な内容は2点ありまして、1点目は、説明でも申し上げたとおり、民法の改正に伴う条例の改正でございます。具体的には、民法第465条の2というところで、個人保証契約の保証人の責任等という条文がありまして、今回、保証人の

保護を目的として、保証人が保証する限度額を明記するということが義務づけられました。

これに伴って、八丈町の住宅条例の中で、保証人が保証する極度額、上限額については、入居時の12か月分の家賃と近傍地の家賃の3か月分から、入居時にお支払いいただく保証金を差し引いた額を上限額といたしました。

また、2点目の主な改正内容としましては、これまで保証人を2名ということを経済条件としてきたんですけれども、来年度からは1名ということで条例の内容を改正しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第22号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第13、議案第23号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの議案の次になります。

議案第23号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画変更に伴い、浄化

槽市町村整備事業実施要綱が改正されたことにより、条例の改正を行う必要があるので、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。改正の内容についてのみ説明いたします。

こちらにつきましては、こちらの議案のところの真ん中のほうにあります第5条、次のように改めるといふところの第5条の第1項のただし書のところですね。既存の住居に浄化槽を設置する場合は住居からの排水設備も工事範囲とするという改正が主なものでございます。

その他、文言の修正等がありますけれども、こちらにつきましては、今まで浄化槽、町で行う浄化槽の設置工事につきましては、浄化槽からの工事が対象になっておりました。ただし、今回この改正によりまして、既存の住宅、既に建ってあるところに浄化槽を設置する場合は、住宅からの排水設備、例えばトイレとか流しとか洗面台からの排水設備の配管等も、町の工事範囲とするというものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） 補助というか、やりやすいようになったと思うんですけども、今までそれが補助されないのでは工事はできないとか、嫌ですというような案件があったかということと、この条例ができたことによって、どの程度皆さんがやりやすくなるかについて、予想でいいので教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 今までこの住宅から浄化槽までの配管の工事費がネックになって、浄化槽への転換をしなかったという例は、私の考えではございますけれども、多分、恐らくないと思います。ただ、今回これを改正することによって、浄化槽に改修したいと思われる方は、負担は確実に少なくなります。自己負担が少なくなりますので、それによって、例えばトイレを和式から洋式に改修しようと思った方がついでに配管から、町負担になるんだしたら、金額を見て浄化槽までやっ飛ばさうかなというような誘導はできるのかなというふうに考えております。ただ、それがどのくらいになるかはちょっとまだ予想が付きません。

○議長（奥山幸子君） 9番、よろしいですか。

○9番（岩崎由美君） そういったやりやすさが出てくると思うので、今回の議会でもなかなか情報が周知しにくいという話が出ていましたので、そういうところもできますよという、

浄化槽のことをPRするときには、ぜひ行っていただけたらと思います。要望です。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第23号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第14、議案第24号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの次のページになります。

議案第24号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。国民健康保険税の税率等について所要の改正を行うため、本案を提出します。

1ページおめくりください。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというので、内容につきましては、お手元に配付のA4横版のほう、こちらのほうをご用意いただきたいと存じます。

第3条から第9条までの規定の改正は、記載されている事項となります。

医療分の所得割は一番下のところ、サのところをご覧ください。0.6%増の改正後のところをご覧ください。5%。医療分の資産割は1%マイナスの37%、均等割は1,000円プラス

の1万4,100円、平等割はプラス1,000円の1万9,200円。その横、後期高齢者支援分の所得割はプラス0.3%の2.4%。資産割はマイナス0.2%の0.8%、均等割はプラス500円の4,500円、平等割はプラス500円の9,500円。その横、介護納付金分の所得割はプラス0.3%の1.9%、資産割はマイナス1%の8%というところで、そのほかに23条以降の規定につきましては、賦課する額から差し引く額を増額する減額規定となります。令和2年4月1日から施行。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第24号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第15、議案第25号 八丈町家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） それでは次のページをお願いいたします。

議案第25号 八丈町家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件

において、初診料の変更があったため改正する。

次のページをお願いいたします。

八丈町家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例。

こちらにつきましては、これまで区分のところ、こちらが初診料、それから診療手数料と2つに分かれておりましたが、これからは区分の部分が初診料及び診療手数料ということで、両方の合計をしたものの1割を負担していただくというところで改正されました。そのために条例の一部を改正するものとなります。

附則。この条例は令和2年4月15日から施行するというので、これは引受けが4月14日まで、実は今までの引受けがございます。それが終了次第、15日から施行するというのでよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第25号 八丈町家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第16、議案第26号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） 書類番号の15をお願いいたします。

議案第26号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。
上記議案を提出する。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。福生病院組合より、令和2年4月1日をもって地方公営企業法に規定する企業団へ移行することに伴い、東京都市町村公平委員会の共同設置から脱退したい旨の申請があったため、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるため、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約ということで、今回、先ほども説明のところにございましたが、福生病院が移行することに伴いまして、名称は、多摩ニュータウン環境組合福生病院組合だったものが、多摩ニュータウン環境組合に改まるというものでございますので、よろしくをお願いいたします。

附則。この規約は東京都知事へ届出の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明は終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、東京都市町村公平委員会というのはどのような組織で、どのような役割なのか、教えてください。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） これは、15万人以下の自治体が加入しております共同設置の委員会でございます。今現在、12市5町8村14の一部事務組合が加入しております。そこでは、職員の給与、勤務時間、その他いろいろ条件などの要求を審査しまして、必要な措置を取ったり、職員に対する不利益な処分等の不服などを決定する、そういう内容を扱っている共同体の委員会でございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。5番、よろしいですか。

○5番（沖山恵子君） はい、職員のための委員会ですね。分かりました。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第26号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第17、議案第27号 東京都市町村職員退職手当組合格約の変更についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） それでは、次のページをお願いします。

議案第27号 東京都市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、東京都市町村職員退職手当組合格約を次のように変更する。

上記議案を提出する。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。福生病院組合が令和2年4月1日をもって名称を変更することに伴い、改正を行う必要があることから、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

東京都市町村職員退職手当組合格規定の一部を改正する規約ということで、こちらも先ほど

と同様に、福生病院組合を、名称が福生病院企業団に改めるというものでございますので、お願いいたします。

附則。この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第27号 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第18、議案第28号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） その次になります。

議案第28号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のように変更する。

上記議案を提出する。

令和2年3月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。福生病院組合が令和2年4月1日をもって名称を変更することに伴い、改正を行う

必要があることから、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規則の一部を改正する規約ということで、こちら福生病院組合の名称が福生病院企業団に変わるというものでございますので、よろしくをお願いいたします。

附則。この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第28号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案どおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○議長（奥山幸子君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

令和2年第一回八丈町議会定例会第3日目を散会いたします。

次の会議は、3月30日月曜日午前9時より開議いたします。

（午後 1時58分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年3月18日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 山 本 忠 志

署 名 議 員 沖 山 恵 子